

西播磨圏域自立支援協議会 活動記録（報告）

開催日時	令和7年7月18日(金) 10:00～11:50
開催場所	龍野庁舎 第3会議室
内 容	令和7年度 第1回市町部会
議 事	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 龍野健康福祉事務所 橘生活福祉課長より開会の挨拶 ・ 西播磨圏域自立支援協議会 宮崎会長より挨拶 ・ 西播磨圏域コーディネーター 鈴置氏より挨拶 <p>【議事】</p> <p>(1) 市町からの報告 → 各市町から「市町自立支援協議会実施状況」について報告</p> <p>(2) 各市町の課題等について意見交換 → 各市町から、他市町に聞きたいことや抱えている課題等について報告いただき、意見交換を実施</p> <p>【佐用町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター立ち上げにかかる体制づくりについて 太子町：令和5年3月から、直営で基幹を設置している。設置場所は社会福祉課。これまでも相談を受けていたところ、しっかり看板を掲げ、要綱を定めることとなった。 宍粟市：直営で基幹を設置。設置場所は福祉相談課で、保健師が配置されている。 また、市直営の相談支援事業所も併設されており、相談等しやすい体制になっている。 赤穂市：平成29年から、医療法人が委託を受けて、基幹を運営している。社会福祉課の中に設置されており、相談員の配置は2名。市の人と同じ机に座って仕事をしている。 設置の1年前から、市と医療法人で基幹の立ち上げに向けて話し合いをしてきた。 たつの市：平成29年度に「福祉総合相談窓口」というワンストップ窓口を設置した際、専門職を窓口に一斉に集めて様々な相談に対応しようという方針から、基幹も付随する形で立ち上げられた。地域包括支援課の中に設置されている。 相生市：平成29年に基幹を設置。設置場所は、総合福祉会館。 市内に相談支援事業所が一か所しかないため、事業所が委託を受けて運営している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町、基幹相談支援センター、相談支援事業所、その他事業所の役割分担について（設置前後の比較など含め） 太子町：基幹には専属職員が1～1.5人いるが、お休みや会議出席等

で不在になることも多いため、課全体で相談対応や福祉フェスティバルなどのイベント(町内の福祉事業と共同)等を行っている。そのため、基幹が設置されたから何か変わったということはない。

宍粟市：障がい福祉課に相談があれば、基幹も一緒に相談に入り、制度に繋ぐ等の対応をしている。引きこもりの方の支援も基幹が担っている。

赤穂市：委託内容は、基幹相談支援事業(基本相談)・地域生活支援拠点事業・障害者自立支援協議会サポート事業・理解促進等推進事業の4本柱。

窓口に来られた方の相談対応は市職員も受けてくれるが、障害の方や複合的な相談の場合は基幹が対応している。

社会福祉課全体を相談窓口にしようという動きから、相談窓口「エール」を開設し、日々相談を受けている。

たつの市：要綱や事務分掌等がない曖昧な状態で運営してきているのが実情。当時から地域包括支援課には事務職の配置もなく相談対応のみ基幹が行い、自立支援協議会等は地域福祉課が担っている。

相生市：みどりの相談員6名の内2名が毎日基幹相談支援センターとして対応している。業務内容としては、総合相談窓口・自立支援協議会の事務局・地域生活支援拠点事業・虐待防止センターの委託業務。

・体制面などで現在抱えている課題など

宍粟市：今後、力を入れていきたいのは障害者の権利擁護。

また、相談に来られた方から「障害者の相談はどこにすれば良いのか？」と聞かれることがあるため、基幹の存在についての周知不足を感じている。「高齢者相談＝地域包括支援センター」という認識はだんだん広まってきたが、「障害者相談＝基幹相談支援センター」ということはまだ伝えきれていないため、課題だと考えている。

赤穂市：相談件数が年々増加しており、基幹の業務がほとんど相談対応になっている。自立支援協議会のサポートや拠点事業を進めていくこと等が実務としてできていないので、役割分担ができていないかどうかは疑問。引き続き、市と協議をしながら運営しないといけないと感じている。

たつの市：外部から「基幹は何をしてしてくれるのか？」と言われることも多く、地域包括支援課と地域福祉課でどのような役割分担をしながら対応すれば良いのか、を問われている状態。基幹として会議に出席しても、実情がどのような状態なのか等は課が違うため分からない。

基幹を委託に出せないか等の相談もしてきたが、受託してくれるところはなく、地域福祉課と協力しながらケース対応等を担っている状態。

相生市：みどりと基幹の職員が同じため、業務の区分けが明確にできていない。また、利用者としては、相談等できるのがみどりの一択しかないとなると、何かしらの理由で他事業所

に行きたいとなったときにお困りになる。そういった場合は、市外の事業所さんをお願いしている状況。業務分担ができておらず、また、委託業務の1つでもある地域拠点事業についてもできていないので、改めてやっていきたいと感じている。

【太子町】 → (4) その他「就労選択支援」で意見交換

【宍粟市】

・医療的ケア児の受け入れ可能な事業所における他市町での取組など
佐用町：医療的ケア児0。ただ、対象になりうるお子さんはいる。受け入れ可能な事業所は町内にないので、医療的ケア児のコーディネーターとして保健師が1人対応しており、もしそういう方がいれば相談に応じるとともに、他市町の施設を探し、連携していく予定。

太子町：数は多くないが、事例はある。受け入れ可能な事業所は町内にないため、コーディネーターや相談支援事業所から他市町の施設に繋いでいる。

赤穂市：医療的ケア児あり。市内の事業所や他市町の事業所に通所している。ある程度体制が整っている方については、各事業所と情報交換会としてケース会議を開いている。新規の場合の体制等どうしていくのかは定まっておらず、ケースごとに対応している状況。そのあたりは、関係機関と話をしていきたいと感じている。

たつの市：コーディネーターは地域福祉課の保健師（1名）。保健師と関係機関、相談支援事業所と連携しながら、ケースごとに対応している。

相生市：医療的ケア児の相談はあまりないが、市内に重度の方向けの放デイ（定員5名）があり、計画相談に対応している。新規の方については、保健センターの情報と密にリンクできていないので、必要に応じて情報共有しながら他施設に繋がったりしている。

鈴置氏：上郡町も対象の方はいなかったが、昨年、小学校3年生の子が大阪から転入してきたため、現在1ケース。他市町と同様、コーディネーターは上郡町の保健師。相談支援事業所に連絡が入ったため、コーディネーターと一緒に動いており、現在は他市町の施設に通所している。上郡町にも事業所はないため、町外の事業所を利用することとなる。その方が来てくれたことで、コーディネーターの方が町内の訪問看護ステーションに「こういうケースが入ってきたときに訪問看護として対応してもらえるの？」と相談するきっかけになり、看護ステーションの動きが少し変わった。

【赤穂市】

・相談内容における複合的なケースの増加について

たつの市：今年度、重層的支援体制整備事業を他機関協働事業として

立ち上げており、複合的なケースにも対応している。

佐用町：当町も赤穂市と同様に感じている。障害があるものの施設は嫌がる旦那の世話をしなければならぬうえ、子どもが不登校になってしまい、頭を抱えている奥さんのケース等複雑化しているケースが増えている。

太子町：昨年度から、お客様が来られる部門を窓口として1階に配置し、福祉相談窓口もそこに設置。ワンストップで横断的に対応している。

宍粟市：親御さんの年金で暮らしている方など、当市も複合的な課題を抱えているケースが多い。本人だけの支援ではなく、いろんな事業課や支援センター、生活に困窮しているなら生活保護の所管課、警察等の連携が必要。債務整理のケース等も抱えている。

- ・アフタースクールの受入れ対象に特別支援学校の児童生徒が入っておらず、保護者が、就労している子どもの長期休暇中の受け入れ先がなく困っていることについて

たつの市：開所時間の延長等についてはこれまでも課題としてあがっており、自立支援協議会の中でも相談しているが、事業所の人員配置等により解決に至っていない。今後も協議会の中で意見交換を重ねて良い方向にもっていきたいと考えている。

相生市：たつの市同様。放課後の受け入れ先について課題あり。市内には18:30まで開いている施設もあるが、毎日そこを利用できるわけではなく、場合によっては3~4か所を利用しながら通所する必要がある。

また、長期休みは16:00までになってしまうので、この辺りをどうしていくべきか、当市も教えていただきたい。

佐用町：放デイの受け入れがいっぱいいため、町外の施設に通われていたり、日中一時支援等で対応している。なかなか1つの施設では対応しきれない。障害児施設をどこか立ち上げてくれないかなと思っている。

太子町：町内の事業所は少ないため、町外の施設に通われているケースや、日中一時支援については放デイを利用してもらっているケースがある。

宍粟市：地域生活支援事業にショートサービスがあり、事業所が市に登録し、放デイが始まるまでの時間をそのサービスで対応している事例あり。

【たつの市】

- ・障害者虐待と認定できない事例における、被害者の一時入所の要綱・措置等について

相生市：近年、このような事例はなく、要綱等の定めもなし。

このような事例が発生した際には、施設に空きがある場合には調整を行う。また、入所要件に該当する区分認定を受けていない方については、施設側と交渉する必要がある。地域包括支援センターや社会福祉課と相談しながら、引き

離さないリスクのある方については物理的に離すことをあらゆる手段を使って考えていく必要がある。

佐用町：昨年、同様の事例があった。父と息子（視覚障害）の2人暮らしで、元々仲が悪かった。虐待とまでは言えないが、とりあえず引き離すことになり、町が運営している施設に一時的に泊まってもらい、その間に次の住居を探した。ある程度手持金のある方だったため、民間のアパートを借りることで落ち着き、無事に離れることになった。一時的な受け入れの大切さを感じたが、入所施設を有する委託業者に対し、委託内容に一時入所も含まれていることから対応を依頼したところ、「現実的には対応が難しい」との回答だった。緊急でも入所いただけるように、体制整備が必要だと思った（現在は特に進んでいない）。

太子町：町内には入所施設が1つしかないため、昨年、その施設と一時避難ができるような契約を結んだ。急遽避難する場合に備えて居室確保をしてもらい、安価ではあるがお金を払っている。昨年度は2件（2日間と5日間のケース）あり。避難している間に、民間で賃貸するのか、グループホームに入所するのかを決めてもらっている。

宍粟市：そのような事例はない。要綱の定めもなし。もしそのような事例が発生した場合は、市内の入所施設に相談することになると思う。

赤穂市：要綱等の定めなし。家族と離れて過ごした方が良いケースの場合は、相談員が思い当たる施設等に何度も電話して対応。地域生活支援拠点を含め、緊急受け入れ体制を地域の中でどう確保していくかについては、検討を進める必要があると感じており、帰ってから市と相談したい。

たつの市：引き離すことへの同意がとれない場合についても、太子町は要綱を定めているのか？

太子町：要綱はなかったと思う。しかし、柔軟に対応できるよう契約の中でも謳っている。

鈴置氏：上郡町でも、昨年、家族から虐待を受けている（痣あり）と通報があった。上郡町も要綱の定め等はなかったが、そのケースは保護という形で短期入所を利用することに。しかし、そのような場合でも受給者証が必要と言われ、緊急時の対応とその辺りの調整が難しいと感じた。また、その方は「家に帰りたくない」とのことだったが、自分1人で生きていくことは難しい状態だったため、別の施設に入所することとなった。しかし、入所にあたっては施設側の準備が必要のため待ち時間が発生し、その間に事業所間を行ったり来たりする必要があり、その行き来をどうするかが問題となった。ご家族とは離さないといけないため頼むことはできない。となると、誰が送迎するのか。上郡町には相談支援事業所が一つしかないため、相談には乗っていたが、どこが責任をもってその方を移動させるか悩んだ。結果的には、上郡町が送迎することになったが、このようなケースを考えると、要綱や緊急時の役割分担を

定めておくことが必要と感じる。自分で移動できる方もいるとは思いますが、そうじゃないケースもあるので考えておかないといけない。

【相生市】

・各事業所の人材確保について

佐用町：相談支援員が不足している。1つの相談支援事業所に委託しており、人員確保するようお願いしている。

太子町：独自の取組はできていない。

宍粟市：独自の取組はできていない。保健師が何件か担当しながらやっているのが現状。また、計画的に相談支援専門員の研修を受けてもらえるようプログラムを組み、受講を促している。

赤穂市：相談事業所を筆頭に、各事業所で人材不足に悩んでおり、同じく課題に感じている。

相談支援事業所については、1人事業所も多いため、協働型をとることで、基本方針に向けてそれぞれの事業所で相談員を増やしていくことを目標に進めている。

たつの市：対策等は何もできていないので、今後考えないといけない。

・地域に住む要援護者の災害時等における緊急時対応について

佐用町：要支援者等の台帳を毎年自治会長に提出いただいております。災害等があった場合は、台帳に載っている方は地域で避難の手助けをするようお願いしている。

太子町：一般的なことにはなるが、避難計画の作成を進めることや災害担当の部署と連携しながら理解を促進すること、また重心の方や小児慢性の方等については県と連携しながら個別に訪問し、電源の確保等個別に理解を深めてもらっている。

宍粟市：現在、言えることはない。

赤穂市：暮らし部会の中でテーマとして取り扱ったことがあるが、現在は停滞しており、個人的には進めていかないといけないと感じている。相談支援事業所は、そういったところも含めて、サービス等利用計画をしっかりと立てていくことが大事。当市は、要援護者等の登録障害者自体が少ないため、その辺りもどうしていくのかを考える必要がある。個別避難計画の担当が別の係になっていることもあるので、全体として考えていかないといけない。

たつの市：個別避難計画は民生委員に協力いただいている。対象者の自宅を訪問し、同意を得られた方のみ個別避難計画を書いてもらい、内容の充実に努めている。しかし、地域の支援者自体が高齢化で要援護者になっているケースも増えてきているので、地域支援者の登録についても考えていかないといけない。

(3) 合同部会について

→ 10月の合同部会（市町部会・療育に関する情報交換会・障害児計画相談支援に関する連絡会）について、議題は「放課後等デイサ

ービスや児童発達支援事業所等の障害児通所支援事業所を学校の先生に知ってもらおう」を予定している。そのため、各市町から障害児通所支援事業所2名、相談支援事業所2名、学校関係者5名の参加者をご推薦いただきたい。また、推薦者を決めるにあたり、各市町の自立支援協議会において部会を開催していただけたら、と考えている。

(4) その他

・地域連携推進会議について（各市町の状況）

相生市：入所施設は市内に2か所あり、どちらからも会議出席の依頼があり、秋頃開催予定。共同生活援助については、どの事業所からも特に何も聞いていない。

佐用町：町内の入所施設2か所から出席依頼が来ており、担当者が行く予定（時期未定）。

グループホームについては、相生市同様、動きはない。

たつの市：2か所からお声がけがあったため、出席予定。

宍粟市：特に連絡はない。私自身も、連携推進会議をしなければとは思っているが、いつから声掛けをしたら良いものか悩んでいる。

赤穂市：特に動きはない。基幹で対応を、とは言われている。

・就労選択支援について

太子町：新しい情報があれば教えてほしい、という趣旨で質問させていただいた。

事務局：14日（月）に開催された農福連携推進会議で、所管課のユニバーサル推進課に確認したところ、現時点でユニバーサル推進課としては国のマニュアル以上のものを出す予定はなく、出したとしても様式程度、とのこと。

運用については国のマニュアル通りに実施いただくことになるが、実際は、近所に就労選択支援施設がない等の場合、現行のやり方で引き続き運用することになる。

太子町：就Bの利用について、近くに就労選択支援施設がないのであれば、現行通りの対応が良いという認識で良いか？

事務局：おっしゃるとおり。

鈴置氏：各市町における就労選択支援の動きはどのような感じか？

相生市：就労移行支援施設もないので、特に何も聞いていない。

宮崎氏：就Bで就職実績のあるところは？

相生市：ない。要件を満たしていないうえ、人員配置等もあり、実際の運用は難しい。

宮崎氏の法人はされるのか？

宮崎氏：悩んでいる。

たつの市：現時点で手上げはない。

赤穂市：アンケートをとった結果、要件を満たしているところが数か所あった。手をあげているところが1か所、どこもやらないのであれば手を上げようかなというところが1か所、そこまで積極的ではないがやった方が良いのではと思っているところが1か所の計3か所あるが、基幹からすると、

「要件を満たしているから良いのか？」という疑問があり、就労選択支援というサービスについてどう捉えているのか、が重要かと思う。そのため、「やります」というところに安直に任せてしまうのは難しいと感じている。

宍粟市：市内に就労移行支援施設はなく、また、就Bで要件を満たしているところがあるかの調査もできていない。各事業所からも特に話はあがっておらず、要件を満たしているところがどれだけあるのか疑問。就労支援事業所連絡会で聞いてみようかなと思う。

佐用町：特に動きはない。要件を満たしている事業所もないと思う。

【閉会】